

平成 30 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 30 年 6 月 7 日 提 出

目 次

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ······	1
報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解について ······	2
報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解について ······	4
承認第1号 固定資産評価員の選任の専決処分の承認を求めるについて ···	6
承認第2号 東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて ······	8
承認第3号 東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて ······	36
承認第4号 東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて ······	40
承認第5号 平成29年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについて ······	別添
議案第22号 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について ···	48
議案第23号 平成30年度東浦町一般会計補正予算（第1号） ······	別添
議案第24号 平成29年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ···	51
議案第25号 町道路線の認定について ······	52

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成30年7月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を
求める。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

* * * * *

伴 勝 規

* * * * *

提案理由

固定資産評価審査委員会委員伴勝規の任期が、平成30年6月30日をもって満了
となることに伴い、再任するため提案するものである。

報告第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 5 月 1 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 30 年 1 月 4 日（木）午前 9 時 5 分頃、文化センター・保健センター駐車場において、職員が公用車を駐車しようと後進させたところ、駐車してあった相手方の車両の前部と接触し、当該車両のナンバープレート等が破損した。

2 相手方の住所及び氏名

* * * * * * * * *
* * * * *

3 損害賠償の額

188,500 円

	甲（東浦町）	乙（* * * * *）
損 害 額	0 円	188,500 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	188,500 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、188,500 円を支払うこととする。

報告第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 5 月 7 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について
草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、
及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 30 年 4 月 23 日（月）午前 9 時 30 分頃、藤江コミュニティセンター駐車場において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両のリアガラスが破損した。

2 相手方の住所及び氏名

* * * * * * * * * * * * * * *
* * * * *

3 損害賠償の額

70,200 円

	甲（東浦町）	乙（* * * * *）
損害額	0 円	70,200 円
過失割合	100%	0 %
賠償額	70,200 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、70,200 円を支払うこととする。

承認第1号

固定資産評価員の選任の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日

東浦町長 神 谷 明 彦

固定資産評価員の選任について

次の者を平成 30 年 4 月 1 日から固定資産評価員に選任する。

* * * * *

篠 田 茂 久

* * * * *

承認第2号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(年当りの割合の基礎となる日数)	(年当りの割合の基礎となる日数)
第22条 前条、第41条の2第2項、 <u>第46条第5項、第48条第2項、第50条第1項及び第4項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項並びに第126条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u>	第22条 前条、第41条の2第2項、 <u>第46条第3項、第48条第2項、第50条、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、第125条第2項及び第126条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u>
(均等割の税率)	(均等割の税率)
第30条 略 2 第25条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ <u>同表の右欄</u> に定める額とする。	第30条 略 2 第25条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ <u>当該右欄</u> に定める額とする。
表 略	表 略
3及び4 略 (町民税の申告)	3及び4 略 (町民税の申告)
第35条の2 略 2 <u>前項の規定により</u> 申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則 <u>第2条第4項ただし書</u> の規定により町長の定める様式による。	第35条の2 略 2 <u>前条の規定によって</u> 申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則 <u>第2条第2項ただし書</u> の規定により町長の定める様式による。
3 略	3 略
4 紿与所得等以外の所得を有しなかつ	4 紉与所得等以外の所得を有しなかつ

た者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を町長に提出することができる。

6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第25条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第25条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させること

た者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を町長に提出することができる。

6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第25条第1項第1号の者に、うち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第25条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させるこ

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	
(特別徴収義務者)	(特別徴収義務者)

徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 第45条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 第45条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第7項第1号</u>において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数</p>	<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号</u>において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数</p>
--	---

に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 略

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に

に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に

<p>掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定</u>により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 48 条第 3 項及び<u>第 50 条第 4 項</u>において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 48 条第 3 項及び<u>第 50 条第 4 項</u>において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。<u>第 50 条第 4 項</u>において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 20 条の 2 の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>	<p>掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定</u>により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 48 条第 3 項及び<u>第 50 条第 2 項</u>において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 48 条第 3 項及び<u>第 50 条第 2 項</u>において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。<u>第 50 条第 2 項</u>において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 20 条の 2 の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>
---	---

第 50 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第 46 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかるらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 50 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 50 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第 48 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合に

第 50 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

おいて、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第50条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第51条の7 前条の特別徴収義務者は、

（特別徴収税額の納入の義務等）

第51条の7 前条の特別徴収義務者は、

退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産税の納稅義務者等)

第 52 条 略

2 から 6 まで 略

7 家屋の附帯設備 (家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 12 で定めるものを含む。) であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの (以下この項において「特定附帯設備」という。) については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第 3 条の 2 当分の間、第 21 条、第 41 条の 2 第 2 項、第 46 条第 5 項、第 48 条第 2 項、第 51 条の 12 第 2 項、第 66 条第 2 項、第 90 条第 5 項、第 93 条第 2 項、第 125 条第 2 項 (第 132 条において準用する場合を含む。) 及び第 126 条第 2 項 (第 132 条において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年

退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 2 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産税の納稅義務者等)

第 52 条 略

2 から 6 まで 略

7 家屋の附帯設備 (家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 10 で定めるものを含む。) であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの (以下この項において「特定附帯設備」という。) については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第 3 条の 2 当分の間、第 21 条、第 41 条の 2 第 2 項、第 46 条第 3 項、第 48 条第 2 項、第 51 条の 12 第 2 項、第 66 条第 2 項、第 90 条第 5 項、第 93 条第 2 項、第 125 条第 2 項 (第 132 条において準用する場合を含む。) 及び第 126 条第 2 項 (第 132 条において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年

<p>14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>	<p>14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>
<p>2 当分の間、<u>第 50 条第 1 項及び第 4 項</u>に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、<u>これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u></p>	<p>2 当分の間、<u>第 50 条</u>に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>
<p>（納期限の延長に係る延滞金の特例） <u>第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により<u>第 50 条第 1 項及び第 4 項</u>に規定する延滞金の割合を<u>前条第 2 項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合</u>）</p>	<p>（納期限の延長に係る延滞金の特例） <u>第 4 条 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第 2 項の規定により<u>第 50 条第 1 項</u>に規定する延滞金の割合を<u>同項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。</u>）</p>

合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

以下この項において「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 略	2 略
3 <u>法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u>	3 <u>法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
4 <u>法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u>	4 <u>法附則第 15 条第 2 項第 7 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u>
5 略	5 <u>法附則第 15 条第 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u>
6 略	6 略
7 <u>法附則第 15 条第 29 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u>	7 略
8 <u>法附則第 15 条第 29 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	8 <u>法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
9 <u>法附則第 15 条第 29 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	9 <u>法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
10 <u>法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u>	10 略
11 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>	11 <u>法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u>
12 略	12 略
13 略	13 略
14 <u>法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u>	14 略
15 <u>法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u>	15 略

<p><u>16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>17 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>18 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>19 法附則第 15 条第 32 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>20 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>21 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>22 略</u></p> <p><u>23 略</u></p> <p><u>24 略</u></p> <p><u>25 略</u></p> <p><u>26 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 10 条の 3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第 15 条の 8 第 1 項の家屋につ</p>	<p><u>12 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>13 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>14 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>15 略</u></p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 略</u></p> <p><u>18 略</u></p> <p><u>19 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がるべき申告)</p> <p>第 10 条の 3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋につ</p>
--	--

<p>いて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p>	<p>いて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p>
--	--

(3) 略	(3) 略
6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令附則第12条第17項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令附則第12条第26項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) から (6) まで 略	(1) から (6) まで 略
7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第8項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) <u>令附則第12条第21項</u> に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4) <u>令附則第12条第30項</u> に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5) 略	(5) 略
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに <u>令附則第12条第22項</u> に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに <u>令附則第12条第31項</u> に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7) 略	(7) 略
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規

定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第10項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) から (4) まで 略	(1) から (4) まで 略
(5) 热损失防止改修工事に要した費用 及び令 <u>附則第12条第29項</u> に規定する補助金等	(5) 热损失防止改修工事に要した費用 及び令 <u>附則第12条第38項</u> に規定する補助金等
(6) 略	(6) 略
9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第10項各号</u> に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第11項各号</u> に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) から (6) まで 略	(1) から (6) まで 略
10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第11項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第12項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) から (4) まで 略	(1) から (4) まで 略
(5) 热损失防止改修工事に要した費用 及び令 <u>附則第12条第29項</u> に規定する補助金等	(5) 热损失防止改修工事に要した費用 及び令 <u>附則第12条第38項</u> に規定する補助金等

<p>(6) 略</p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 13 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 17 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第 7 条第 13 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>(6) 略</p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 14 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 26 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第 7 条第 14 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>
---	--

<p>(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由 (土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（附則第 13 条の場合には、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項）</p> <p>(7) 略 (平成 31 年度又は平成 32 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社</p>	<p>(土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（附則第 13 条の場合にあっては、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項）</p> <p>(7) 略 (平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社</p>
--	--

会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等

会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税

額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に

額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 123 条第 1 号及び第 130 条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 123 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 123 条第 1 号及び第 130 条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 123 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得

<p>た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで 略</p>
--	--

附 則

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の東浦町税条例（次条第1項において「新条例」という。）第50条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設（同項に規定する総務省令で定めるものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとお
り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例(昭和36年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>275,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)アからカまで 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>500,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)アからカまで 略	(国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>270,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)アからカまで 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>490,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)アからカまで 略

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月7日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1から5まで 略</p> <p><u>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u></p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（2）家屋の所在、家屋番号、種類、構</p>	<p>附 則</p> <p>1から5まで 略</p>

造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

(平成18年政令第379号) 第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし

た場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の

た場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第

<p>規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p><u>6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

13 略

14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第12項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

15 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

11 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

12 略

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第

<p><u>10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項までの「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>(読み替規定)</p>	<p><u>9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項までの「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第11項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>(読み替規定)</p>
<p><u>16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p>	<p><u>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p>
<p><u>17 地方税法等の一部を改正する法律</u> (平成30年法律第3号) <u>附則第22条第1項</u>の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p>	<p><u>16 地方税法等の一部を改正する法律</u> (平成27年法律第2号) <u>附則第18条第1項</u>の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 22 号

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 8 年東浦町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。	2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。
(1) 及び (2) 略	(1) 及び (2) 略
(3) 指定袋 容量が 45 リットル、30 リットル又は 20 リットルの <u>半透明白色</u> の袋で、町が指定したもの	(3) 指定袋 容量が 45 リットル、30 リットル又は 20 リットルの <u>半透明青色</u> の袋で、町が指定したもの
(4) 略	(4) 略
(家庭系一般廃棄物の処理)	(家庭系一般廃棄物の処理)
第8条 町は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。 <u>第 14 条第 1 項を除き、以下同じ。</u> ）を行わなければならない。	第8条 町は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。 <u>以下同じ。</u> ）を行わなければならない。
2 略 (町が収集する家庭系一般廃棄物の排出方法及び場所)	2 略 (町が収集する家庭系一般廃棄物の排出方法及び場所)
第8条の2 略	第8条の2 略
2 町が収集する家庭系一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める <u>可燃ごみ</u> （以下「家庭系可燃ごみ」という。） <u>については</u> 指定袋により、資源ごみのうち布類及び <u>プラスチック容器包装廃棄物</u> （白色の発泡スチロール製食品用トレイを除く。） <u>は</u> 指定袋又は内容物が識別できる程	2 町が収集する家庭系一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める <u>可燃ごみ</u> は指定袋により、資源ごみのうち布類及び <u>プラスチック容器包装廃棄物</u> （白色の発泡スチロール製食品用トレイを除く。） <u>は</u> 指定袋又は内容物が識別できる程

<p>度の透明度を有する袋により排出しなければならない。ただし、町長が特に指示する場合は、この限りでない。</p> <p>(処理手数料)</p> <p>第14条 町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分並びにし尿及び粗大ごみの収集について、これらを排出する者から、別表に定める手数料を徴収する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>程度の透明度を有する袋に、収納して排出しなければならない。ただし、町長が、特に指示する場合は、この限りでない。</p> <p>(収集手数料)</p> <p>第14条 町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、し尿及び粗大ごみの収集について、別表に定める手数料を徴収する。</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

種類	単位	金額	備考
家庭系可燃ごみ	指定袋1個につき	容量が45リットルの袋	45円
		容量が30リットルの袋	30円
		容量が20リットルの袋	20円
し尿	定額料金	1人1月につき	370円
		1回につき	740円
	従量制	18リットルにつき	185円
粗大ごみ	1個につき	2,000円	

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2第2項に規定する家庭系可燃ごみ（以下「家庭系可燃ごみ」という。）を同日以後に排出しようとする者からは、同日前においても、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について、新条例別表に定める手数料を徴収することができる。

提案理由

家庭から排出される可燃ごみの収集、運搬及び処分について、手数料を徴収するため提案するものである。

議案第 24 号

平成 29 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 29 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 537,889,639 円のうち 100,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、155,733,728 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

平成 29 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 25 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
3240	緒川新田 240 号線	東浦町大字緒川字八巻 12 番 5 東浦町大字緒川字八巻 10 番 6	
6232	藤江 232 号線	東浦町大字藤江字前田 3 番 12 東浦町大字藤江字前田 16 番 1	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。